

2015年7月22日

高知労働局長 伊津野 信之 殿
高知地方最低賃金審議会会長 殿

高知県労働組合連合会
執行委員長 田口 朝光



中賃目安に縛られない大幅引き上げと通達に沿った委員の選任を求める要請書

貴職におかれましては、労働者の雇用と暮らし、労働環境を守るためにご尽力されていることに敬意を表します。

安倍内閣はアベノミクスによる「賃金の上昇や雇用の拡大」を宣伝しています。しかし、厚生労働省が6月30日に発表した5月の毎月勤労統計では、働き手1人平均の現金給与総額は前年同月より0・6%増の26万8389円でしたが、物価の伸びに賃金が追いつかず、実質賃金指数は同0・1%減で、25カ月連続でマイナスとなりました。また、第二次安倍内閣発足後は、不安定・低賃金の非正規労働者が100万人以上増加しています。年金受給額の低下など将来への不安から、シニア世代の就労が増加し、死ぬまで働き続けなければ生活出来ないという実態が広がっています。一部の超富裕層の増加と反比例し、格差と貧困は拡大し続けています。

しかし、現行の最低賃金制度では、フルタイム働いても、10～15万円程度にしかならず、憲法25条を担保するほどの生計費は到底確保できないのが実態です。また、最低賃金に接近する賃金の非正規労働者増加は、安い労働力として正規雇用を奪い、地域全体の活力を奪う1つの要因となっています。

5月に労働局が発表した高知県の有効求人倍率は0・96倍と過去最高を更新していますが、正社員の有効求人はそのうち36・5%と大変低いまま推移しています。高知県の最低賃金は677円と全国最低であるため、正社員を雇うより非正規労働者を雇い続ける方が安いとして事業者は労働者の正規化に消極的にならざるを得ません。最低賃金の大幅引き上げによって、格差を是正していくことは、所得の下支えをするとともに、非正規から正規への流れを作り出すものです。

以上のような視点から、2015年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

記

1. 格差を拡大し続ける中央最低賃金審議会の目安制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立するよう上申してください。
2. それまでの間、高知県の生計費を原則とした最低賃金の大幅引き上げを行ってください。
3. 使用者側が主張する「支払い能力」については、一般的主張ではなく、どの業種でどの規模の企業に該当するのかを明らかにし、その主要因が最低賃金の引き上げによるものなのか、他の要因によるのかを明らかにしてください。仮にそれができないのであれば、「企業の支払い能力」については、審議の対象から外して下さい。
4. 委員の任命については、厚労省発の「545号通達」に従って任命してください。その上で、下記の項目についてお答えください。
 - ① 545号通達は現在もいきているのか
 - ② 「545号通達」が発せられた背景と趣旨は何か
 - ③ 労働局長が委員の選考にあたり、総合判断した際に「545号通達」は考慮されたのか

以上